

## 第777回栃木県選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和8年1月23日（金） 午後7時00分から午後7時37分まで

2 場 所 県庁本館9階会議室3・オンライン

3 出 席 者 委員長 金田尊男  
委員 青田賢之（オンライン）  
委員 松永安優美（オンライン）  
委員 杉田明子（オンライン）  
書記長 山口弘美  
書記長代理 大根田守  
選挙係長 吉澤滋  
主任 大塚博人  
書記店 綱有哉  
書記 黒後達也

### 4 付議事件

#### （1）議題

議案第1号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領について  
議案第2号 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について  
議案第3号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者の選任について  
議案第4号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者の選任について  
議案第5号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第3区における選挙長及び同職務代理者の選任について  
議案第6号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区における選挙長及び同職務代理者の選任について  
議案第7号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者の選任について  
議案第8号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任について  
議案第9号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任について  
議案第10号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所について  
議案第11号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について  
議案第12号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について  
議案第13号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時について  
議案第14号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について  
議案第15号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について  
議案第16号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について  
議案第17号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について

議案第18号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について  
議案第19号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について  
議案第20号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について  
議案第21号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施計画について

(2) 報告事項  
その他

## 5 会議内容

委員長は、開会に当たり、今回はオンラインで参加している委員もいるため、栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領第3条に基づき、通信環境等の確認を行う旨述べた。

選挙係長は、オンライン参加の各委員に対し、映像と音声が共に問題なく通信できているか問うた。

オンライン参加の各委員は、通信環境に問題がない旨回答した。

委員長は、採決にあたっては画面上で意思が明確に確認できるよう、異議がなく賛成である場合は挙手をするよう述べ、会議の開会を宣した。

書記長は、今回の選挙は、1月19日の解散表明から1週間後の27日公示という異例のスケジュールとなったことから、議案の審議に先立ち、説明会やポスター掲示場の設置数など、事務局案に基づき作業を進めていることについて、各委員に了承いただきたい旨述べた。また、議案の詳細については、選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、23日に行った事前審査の結果を報告した後、全ての議案について、詳細に説明した。

委員長は、議案第3号から第9号は、衆議院小選挙区選出議員選挙等の選挙長等に各委員を選任するものであり、自己に関係する事件に該当し、地方自治法第189条第2項により、原則として、その会議に出席し、議事や採決に加わることはできないが、委員会の同意によって、会議に出席し、発言することはできる旨説明した。

委員長は、議案第6号から第9号について、除斥規定に該当する各委員が出席し、意見を述べることについて同意するか否かを採決する旨述べた。各委員に意見を求めたところ意見はなく、各委員に諮ったところ異議がないので、議案第6号から第9号について委員長は会議に出席するが採決に参加せず、その議事の進行を職務代理者である青田委員が行う旨述べた。また、議案第3号から第5号について松永委員は会議に出席するが採決に参加しない旨述べた。

委員長は、まず、除斥規定の対象とならない議案第1号、第2号、議案第10号から第21号について裁決する旨述べ、各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

委員長は、次に議案第3号から第5号について裁決する旨述べ、松永委員を除斥しその他各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

委員長は、最後に議案第6号から第9号について裁決する旨述べ、青田委員に議事の進行を交代した。

青田委員は、議案第6号から9号について、金田委員長を除斥しその他各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

### 報告事項

「その他」

選挙係長は2点ある旨述べ、1点目は選挙をきれいにする国民運動栃木県本部「声明」につ

いて、2点目は選挙管理委員会からのお知らせ（委員会談話）についてである旨述べ、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、各委員に質疑を確認したが、質疑はなかった。

委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。